

監査の信頼性確保のために
— 審査基本方針等 —

新	旧
<p>監査の信頼性確保のために — 審査基本方針等 —</p> <p style="text-align: center;">公認会計士・監査審査会 平成16年6月29日 改正平成17年6月14日</p> <p>(中略)</p> <p>審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも<u>勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>【視点】</p> <p>審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、<u>国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅰ. 審査基本方針及び審査基本計画</p> <p>1. 審査基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 審査の枠組み</p> <p>① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、<u>また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。</u></p>	<p>監査の信頼性確保のために — 審査基本方針等 —</p> <p style="text-align: center;">平成16年6月29日 公認会計士・監査審査会</p> <p>(中略)</p> <p>審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも<u>勘案し、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築することも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>【視点】</p> <p>審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、<u>国際的動向に積極的に対応し、内外に対する適切な情報発信に努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅰ. 審査基本方針及び審査基本計画</p> <p>1. 審査基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 審査の枠組み</p> <p>① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、<u>また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>(中略)</p> <p>2. 審査基本計画</p> <p>(1) 継続的審査活動と重点審査事項</p> <p>(中略)</p> <p>① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認</p> <p>② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ(リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等)</p> <p>③ <u>個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無</u></p> <p>④ <u>審査体制や業務管理体制等に係る適切性</u></p> <p>(中略)</p> <p>【平成 16 事務年度 (17 年 6 月まで)】</p> <p>(中略)</p> <p>(注) <u>品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。</u></p> <p>【平成 17 事務年度 (18 年 6 月まで)】</p> <p>初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、<u>重点審査事項により留意した対応や審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化</u>することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、<u>審査の枠組みを強化</u>する。</p> <p><u>また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(中略)</p> <p>2. 審査基本計画</p> <p>(1) 継続的審査活動と重点審査事項</p> <p>(中略)</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>【平成 16 事務年度 (17 年 6 月まで)】</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p> <p>【平成 17 事務年度 (18 年 6 月まで)】</p> <p>初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、<u>審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化</u>することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、<u>審査の枠組みを強化</u>する。</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>